



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 雄 二
(コ ー ド 番 号 6 1 4 3 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 古 川 健 一
(TEL : 0 4 5 - 9 4 2 - 3 1 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 38 回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条第 2 項を新設するものです。

2. 変更の内容

(変更部分に を付しております)

現行定款	変更案
〔第 4 章〕取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 (新設)	〔第 4 章〕取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 30 条 ① (現行どおり) ② <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</u>

3. 日程

株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以上